

台風や地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風等により京都市（※テレビ・ラジオにおいては、「京都南部」または、「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に『特別警報』または『暴風警報』が発令されたり、京都市において『震度5弱以上の地震』が発生したりした場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に十分注意してください。また、本紙を保存いただき、その際にはご確認の程をお願いします。

記

1 『特別警報』が発令された場合

- (1) 登校前に発令された場合は、『特別警報』が解除されるまでは「命を守る行動」をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 『特別警報』が解除された場合については、以下の措置をとります。

『特別警報』解除の時刻等	措置（登校時刻等）	給食の有無
午前0時までに解除になった場合	5時間目から授業（13:05 登校）	無
午前0時現在、特別警報発令中の場合	臨時休業	無

- (3) 在校中に発令された場合は、臨時休業とします。下校の安全が確認できるまで、生徒は学校で待機します。また、ホームページ等で保護者に対し「学校での待機」・「外部の避難場所への移動」・「保護者への引き渡し」・「帰宅」などの連絡をします。

2 『暴風警報』が発令された場合

- (1) 登校前に発令された場合は、『暴風警報』が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 『暴風警報』が解除された場合については、以下の措置をとります。

『暴風警報』解除時刻	措置（登校時刻等）	給食の有無
午前 7時までに解除になった場合	平常授業（8:25 登校）	有
午前 9時までに解除になった場合	3時間目から授業（10:35 登校）	有
午前 11時までに解除になった場合	5時間目から授業（13:05 登校）	無
午前 11時現在、警報発令中の場合	臨時休業	
土曜日、日曜日、祝日及び長期休業中に発令された場合（部活動等）	①午前 7時までに解除 → 予定通りの活動 ②午前 11時までに解除 → 午後からの活動 ③午前 11時現在も発令中 → すべての活動中止	

- (3) 在校中に発令された場合、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、ご家庭の状況などに十分に配慮し、授業を中止する・帰宅させるなどを決定します。
- (4) 伏見南浜学区に水害による避難勧告等が発令された場合は、暴風警報が発令された場合と同じ措置をとります。（2020年7月9日追加）

3 『震度5弱以上の地震』が発生した場合

- (1) 京都市内において『震度5弱以上の地震』が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校や近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

『震度5弱以上の地震』発生時刻	措置
下校後、午前0時までに発生した場合	翌日を臨時休業
午前0時以降に発生した場合	当日を臨時休業
休業日、休業前日に発生した場合	原則として休業明けの日を臨時休業

（例：金曜日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、翌月曜日は臨時休業とする。）

- (3) 在校中に発生した場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。